

リピートプラン

商品名 (愛称)	リピートプラン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が満 20 歳以上の方。 ・ 安定継続した収入がある方。 ・ お申込日時点において、お申込人が借り入れた <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の保証付自動車関連ローン（基金保証付カーライフプラン、カーライフプラン・エコおよび基金以外の保証会社でも可） ・ 当金庫の基金保証付個人ローン ・ 当金庫の基金保証付住宅ローン の利用状況が次のいずれかに該当する方。 ○返済実績が 6 ヶ月以上かつ返済中であり、直近 3 ヶ月の約定返済に 3 営業日以上 の履行遅延が 1 度もない。 ○完済して 3 年以内 ・ 上記の返済実績がなくとも、当金庫のしんきん保証基金付カードローンの契約者、 及び新規契約者はリピートプランの対象者といたします。 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・ 当金庫の会員となれる方。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会 員となることが出来ます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさ せていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店ま でお問い合わせください。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車関連資金 ・ 教育関連資金 ・ リフォーム関連資金
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 万円以上 1, 000 万円以内（1 万円単位）
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車関連資金の場合は 10 年以内（元金据置は 6 ヶ月以内とします） ・ 教育関連資金の場合は 16 年以内（元金据置は卒業予定月までとします） ・ リフォーム関連資金の場合は 15 年以内（元金据置は 6 ヶ月以内とします）
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途に応じて、当金庫所定のご融資利率を適用させていただきます。 【自動車関連資金・リフォーム関連資金の場合】 ・ 変動金利型とします。 ・ ご融資利率は、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・ ご融資後の利率は、当金庫所定の基準金利（金庫新長期プライムレート）を基準 として、この基準金利の変更に伴い、変更幅と同一の幅で引上げまたは引下げら れます。変更後のご融資利率は利率改定日の翌月 1 日以降で最初に到来する約定 返済日の翌日から適用されます。 ・ なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。

ご融資利率	<p>【教育関連資金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変動金利型とします。 ご融資利率は、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。 ご融資後の利率の見直しにつきましては、毎年3月末・9月末を基準日として年2回行い、引上げ幅または引下げ幅は前回基準日と今回基準日の当金庫所定の基準金利（住宅ローンプライムレート）の差をもって変更させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス併用返済もできます。 ボーナス返済は元金の50%以内とし、年2回の6ヵ月間隔のご返済となります。 元金返済の据置期間は6ヵ月以内です。（ただし、自動車関連資金・リフォーム関連資金の場合。なお教育関連資金の場合は卒業予定月までとなります。）
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> 保証料はご融資利率に含まれます。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込みの際は、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。